

二戸労働基準監督署ニュース

1 二戸労働基準監督署ニュース発刊

平成31年4月1日付けで二戸労働基準監督署長を拝命いたしました鈴木でございます。

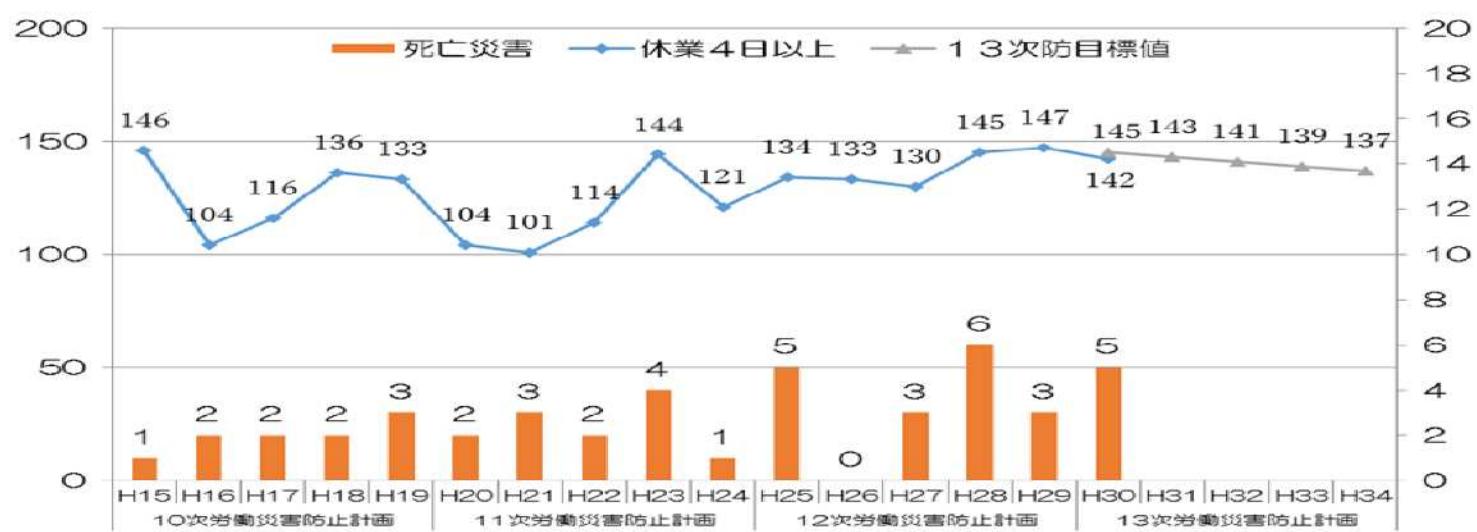
二戸労働基準監督署では以下の2点を最重要課題と位置づけ、事業主及び労働者の皆様に向けた情報発信を本機関紙を通じて積極的かつ定期的に行うことといたしました。

<二戸労働基準監督署最重要課題>

- ①建設業をはじめとする各産業での労働災害の減少
- ②働き方改革実行に向けての改正法の周知

2 平成30年の労働災害発生状況（速報）

労働災害の推移



平成30年は休業4日以上の労働災害については、平成27年以降初めて減少した一方、死亡災害は5件と例年より多く発生しています（うち、交通事故2件）。

<死亡災害事例①>

防波堤拡幅工事において、重さ4トンの被覆ブロックをドラグショベルで吊り上げて旋回したところ、バランスを崩してドラグショベルごと海中に墜落した。

<死亡災害事例②>

屋根改修工事において、屋根上でスレートの撤去作業中、安全帯や歩み板を使用していなかったことでスレートを踏み抜き、高さ約6.5メートルから墜落した。

交通労働災害は、死亡事故2件を含めて平成30年は17件発生しており、平成29年より10件増加しています。

交通労働災害は業種問わず発生する可能性のある労働災害のため、事業主の皆様におかれましては、ハザードマップの作製、車両の乗車前点検、運転者の疲労の軽減措置（勤務インターバルなど）等により、交通労働災害の防止に努めてください。

業種別労働災害発生状況

	平成29年	平成30年	増減等	
製造業	24件	37件	+13件	+54.2%
建設業	35件	39件	+4件	+11.4%
道路貨物運送業	6件	8件	+2件	+33.3%
林業	13件	11件	-2件	-15.4%
小売業	10件	10件	±0件	0.0%
社会福祉施設	5件	5件	±0件	0.0%

業種別では、製造業における労働災害が最も増加しています。製造業における労働災害の事故の型は多い順に、①転倒が10件、②飛来・落下が7件、③はさまれ・巻き込まれが5件となっています。特に件数が多い転倒災害については、業種問わず発生する可能性のある労働災害であるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を参考に、危険の見える化（転倒しやすい箇所にステッカー等の掲示）4S運動（整理、整頓、清掃、清潔）等を心がけるようにしてください。

3 建設業労働災害ゼロ化計画による合同安全パトロール

管内における建設業の労働災害ゼロ化を図るため、平成31年3月12日に岩手県北広域振興局と二戸労働基準監督署が合同で安全パトロールを実施しました。

<パトロール① 防潮堤嵩上げ工事>



(好事例)

- ①クレーン災害防止の333運動の実践のために玉掛けの各工程において、声掛け、目視、指差しと三重の確認を行っていること。
- ②ヒヤリハットについて、定期的に報告会を行っていること。
- ③休憩スペースを禁煙にして分煙を図っていること。

<パトロール② 消波ブロック製作、据付工事>



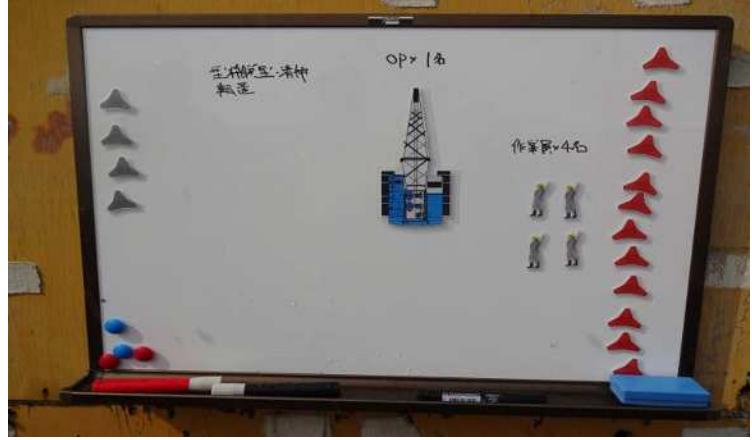
(好事例)

- ①クレーン災害防止の333運動の実践のために長さごとに異なる色のテープを貼り、視覚的に玉掛け者が離れた距離がわかるようにしていること。（写真1）
- ②朝礼時に作業内容をホワイトボードで説明し、各作業員の立ち位置等をわかりやすく説明していること。（写真2）

写真 1



写真 2



<パトロール③ 道路改良工事>



※足場は組立て途中

(好事例)

- ①現場事務所に有資格者全員の氏名を掲示し、周知していたこと。
- ②資材を道路端に寄せ、現場が整理整頓されていたこと。

(指摘事項)

- ①KY時には、危険の種類（墜落など）だけでなく、危険が発生する状況まで検討すること。
- ②労働時間の状況の把握にはタイムカード等客観的な記録が望ましいこと。

4 働き方改革について

働き方改革とは

「働く方が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で『選択』できるようにするための改革」であり、人口減の中、長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保により、魅力ある職場づくりを行うことで、生産性の向上を目指すものです。

労働関係法令の主な改正内容

労働基準法

⇒①時間外労働の上限規制、②年次有給休暇の時季指定義務、③中小企業に対する月60時間を超える時間外労働の割増率の引き上げ、④高度プロフェッショナル制度、⑤フレックスタイム制の拡充

労働安全衛生法

⇒①労働時間の状況の把握義務、②産業医産業保健機能の強化などがあげられ、順次施行されます。今回は平成31年4月1日から企業規模問わず施行される年次有給休暇の時季指定義務と労働時間の状況の把握義務を解説します。

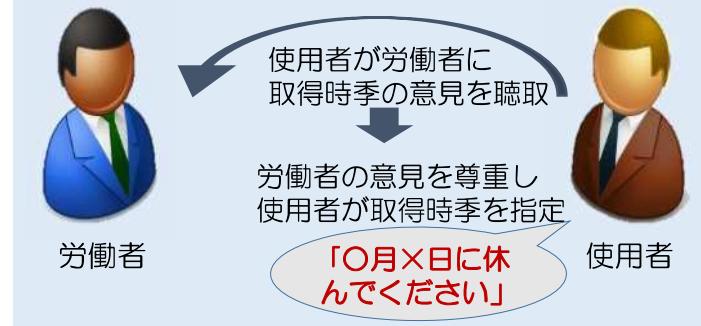
<年次有給休暇の時季指定義務>

年次有給休暇が年10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、そのうちの年5日について使用者が時季を指定して取得させることを義務づけるものです。

①労働者の申出による取得



②使用者の時季指定による取得



①+②により、労働者に年間5日以上の有給休暇を取得させる義務。

⇒労働者が申し出により年間5日以上有給休暇を使用しない場合、使用者は意見聴取を行い、有給休暇の時季指定をしなければならない。

<注意点>

- ・施行日以降に付与した年次有給休暇から時季指定義務が発生する。
- ・時間単位で取得した年休を時季指定義務の5日に含めることはできない。
(1日単位又は半日単位の年次有給休暇で5日取得させなければならない。)
- ・時季指定義務の対象労働者、指定方法等を就業規則に定める必要がある。
(就業規則規定例)

第A条 年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇のうち、5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が年次有給休暇（時間単位年休を除く）を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除する。

<労働時間の状況の把握義務>

健康確保の観点から、管理監督者等を含めたすべての労働者の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう義務付けるものです。

<注意点>

- ・客観的な方法とは「タイムカード」「パソコン等電子計算機器の使用時間の記録」など。
- ・その他適切な方法とは、労働時間適正把握ガイドラインによる。

※労働時間適正把握ガイドライン

「使用者には労働時間を適正に把握する責務があること」から、労働時間の適切な管理について定めたガイドライン。使用者の現認又はタイムカードなどの客観的な記録により、始業及び終業時刻を記録し当該記録に基づく労働時間管理を原則としている。また、やむを得ず労働者の自己申告に基づき、始業及び終業時刻の記録を行う場合に講ずべき措置についても定めている。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131 担当：本安、野崎）まで。二戸労働基準監督署労働時間相談・支援班による個別訪問のご希望もお待ちしています。